

オケージョナル・ペーパー No.105

地域勘定における一般政府勘定について

2020年4月

法政大学

日本統計研究所

地域勘定における一般政府勘定について

中村 洋一

法政大学

高野 浩之

群馬県

要旨

証拠に基づく地域政策の展開には、明瞭で整合的な地域勘定が不可欠である。地域勘定には国民勘定にない困難がある。特に地域勘定における一般政府の取り扱い、多くの国で長きにわたり議論されている。本論では日本の県民経済計算における中央政府の位置づけと、県居住者と中央の一般政府の間の取引の取り扱いの問題点を指摘し、より国民経済計算の原則に沿った記録方法を提案する。この方法による群馬県に関する試算結果は、現行方式によるものとは大きく異なる地域の一般政府の姿を映す。

はじめに

一国経済の包括的な記述とそれに基づく政策運営のために国民経済計算（SNA）が不可欠であるのと同じく、地域レベルでの「証拠に基づく政策運営（evidence-based policy making）」にとって、地域勘定が基本的な情報を提供する。長きにわたってメンバー国間のみならず、メンバー国内の地域間の格差の解消に取り組んできたヨーロッパ連合（EU）においても、客観的で信頼ができ、整合的で的確な、そして調和がとれた地域の統計指標が不可欠であるとの認識から、EU 統計局（Eurostat）が SNA に沿った地域勘定の勘定体系、推計の方法論についての検討を続けてきた（Eurostat (1995, 1996, 2000, 2013)）。

EU においては、地域勘定における一般政府¹を含むすべての制度部門²について、ほぼ完全な SNA の勘定を構築する試みがしばらく続けられてきた（Eurostat (2000)）。しかし、最新の地域勘定マニュアルで EU は、一国レベルの勘定に比べ、地域勘定には概念上も計測上も困難があり、「地域勘定を産業別生産勘定と家計の勘定に限定する（Eurostat (2013)）」との結論に至っている。Walters (1987)は、中央政府の取引項目のいくつかは地域分割することに意味があるか疑問であり、中央政府の所得支出勘定を国より下位のレベルで構成することは適当でないとする。

アメリカ、カナダ、オーストラリアでも州別の産業別生産勘定および家計の所得支出勘定

¹ 制度部門としての一般政府は、中央政府、地方政府および社会保障基金から構成される。

² SNA の制度部門は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計および対家計民間非営利団体の 5 部門からなる。

が推計され、地域勘定の役割を果たしている。しかし、これらの国でも一般政府を含む完全な勘定体系の構築は射程に入っていない。ただし、アメリカにおいては個人所得に関する推計が、きわめて詳細な地域単位で行われている。

地域勘定の現状が以上のような状態にあるのは、概念的なあるいは計測上の問題のため、地域勘定は国民勘定に比べて、その範囲と詳細さにおいて限界があるからである。換言すれば、地域勘定には国民勘定にはないむずかしさがある。計測上の問題として、多くのサンプル調査では地域ごとの集計を行うに十分なサンプル数が確保されていないことや、国境を超える経済活動に比べて、地域の境界をまたぐ活動を把握することが格段に難しいということがある。概念的な問題の例としては、国内の複数の地域に事業所をもつ企業の取引や一般政府の最終消費の地域への割り付けがある。このため 2008 SNA (United Nations et al. (2009)) は、「理想的には、地域勘定は SNA と同じ勘定をもつべきだが、そのような国は 1 つもない。」(para. 18.51、以下「para.」は 2008SNA のパラグラフ番号を示す。) としている。

日本においても経済企画庁（現内閣府）が中心となって「県民経済計算標準方式」（内閣府（2018））を取りまとめ、この方式に基づいて、都道府県および政令指定都市が県民経済計算および市民経済計算の推計に取り組んできている。上記の各国の地域勘定に対し、日本の県民経済計算は SNA の制度部門について資本調達勘定までのほぼ完全な体系を目指している。本稿では、日本の県民経済計算においてとくに大きな問題を抱えている中央政府の取り扱いに焦点を当てながら、地域勘定の体系への接近を試みたいと考える。第 1 節では、地域における中央政府の生産の取り扱いについて考察する。第 2 節では、中央政府の地域事業所における産出の処分の記録について論ずる。第 3 節では、生産に課される税の受け払いと地域居住者と全国単位の一般政府間の経常移転の取扱いを考える。第 4 節では、本論における提案に沿った一般政府の地域勘定の試算例を群馬県について示す。第 5 節では、結論を取りまとめる。

1. 非居住制度単位による資産保有

1-1 地域における一般政府の定義

SNA の制度単位 (institutional unit) は、自らの責任において資産を所有し、負債を負い、経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う経済主体を指す。

政府単位とは、他の制度単位に対する課税あるいは他の政府単位からの移転（国から地方への交付金など）によるそれ自身の財源をもち、その目的のために支出する権限をもつ主体をいう。(para. 4.9) このうち中央政府 (central government) は、国土全体にわたる政治権力をもつ政府単位をさす。中央政府の省庁 (departments, ministries) は、全体としての中央政府から独立して資産を所有し、負債を負い、取引を行うことはない。したがって、中央政府の個別の省庁は制度単位ではない。また、中央政府の部局が地理的に分散していても、それらは中央政府という 1 つの制度単位の一部であり、それら自身は制度単位ではない。防

衛施設や国立大学のように、活動範囲が特定地域に限定される場合であっても同じことである (paras. 4.136, 4.137)。

地方政府 (local government) は、中央政府とは別の制度単位であり、財政、立法、行政権力が最小の地域単位におよぶ政府単位をさす。地方政府は時として中央政府の代理としての役割を果たすこともあるが、このことが地方政府を中央政府から独立した単位とすることを妨げない。地方政府は自己の責任において調達、支出する財源をもっているからである。(para. 4.145)

医療保険や公的年金を取り扱う社会保障基金 (social security funds) は、全国レベルのものと地域内で運営されるものがある。これらのうち政府の他の部門から独立して資産と負債をもち、自己の勘定で金融取引を行っているものは制度単位である。

中央、地方政府および社会保障基金が一般政府を構成する。政府が所有、管理する事業所が、経済的意味のある価格で生産物を供給し、独立の会計記録がある場合には、公的企業とされ、制度単位ではあるが、一般政府には含まれない。

1-2 中央政府の地方事業所の生産

生産と生産技術の分析を行うためには、基本的に同種の生産を行う生産者を基礎とする必要があり、制度単位をいくつかの同質の単位に細分化する必要がある。このように細分化された単位を SNA では事業所 (establishments) と呼ぶ。事業所は、経済活動の種類と所在地の2つの要素により決められる。すなわち事業所は、1つの場所に存在し、1種類の生産活動、あるいは付加価値のほとんどを占めるような主たる生産活動に従事する制度単位あるいはその一部である。事業所は、また、地域活動単位 (LCAU: local kind-of-activity unit) とも呼ばれる。事業所は、生産を行う単位であって、雇用など生産に関する意思決定は行わない。意思決定を行うのは、事業所が所属する、制度単位である企業である。

中央政府の地方事業所は LKAU であり、そこで生み出される付加価値は、その所在地に割り振られる。Adler (1970)は、このような取り扱いでは中央政府の産出が首都圏に集中することになることを認めるが、それが地方の産出の測度として正しいとする。Walters (1987)は、防衛部門の産出は、他の移動可能な労働力をもつ産業の生産の取扱いにならって、活動拠点の原則により地域に割り振られるべきであるとする。

一方、Sourrouille (1976)は、中央政府の活動は、産出も含めてすべて、一種の域外地域に当てべきだとする。中央政府の機関が存在する区域は域外地域の飛び地とみなされるので、その機関の生産は域外のものとするという主張である。Sourrouille の議論は、地域分割を行う際に避けることができない帰属計算への懸念がもとになっている。Capron and Thys-Clement (1992)は、多くの国が公的部門の地域分割に際し域外地域を設けていないとして、これに反対する。

以上の諸点を踏まえて、本論では以下のように論ずる。中央政府の地方支所や出先機関は生産を行う事業所ではあるが、意思決定を行わない。これらの事業所は建物やその他の

構築物、設備を使って政府サービスを生産する。資産の法的所有者は中央政府である。しかしながら、SNAは建物など移動不可能な資産 (immovable asset) は、それらが存在する地域の居住者によって所有されるとしている。このため、法的所有者が地域の居住者でない場合には、観念上の居住者単位が設定され、資産を所有する必要がある。非居住者である法的所有者は、観念上の居住者単位の持分権 (株式) を所有することになる。(para. 10.60)

中央政府の地域事業所の生産を記録するため、「移動可能」な設備も含め、事業所に設置される生産のための資産を所有する観念上の居住者単位を設定することを、本論では提案する。域外にある中央政府は、この観念上の居住者単位の株式を、資産額に等しい額だけ所有する。中央政府の地方事業所は、観念上の居住者単位から生産資産を借り受け、資産の固定資本減耗に等しいレンタル料を支払うが、これはこの事業所の間接投入となる。

日本の国民経済計算においても、日本国内の土地・建物を非居住者が所有する場合には、国内に資産を所有する準企業を設定し、法的所有者である非居住者は、この準企業を金融的に所有することになっている。ところが、この準企業はいずれの勘定にも明示的に表章されておらず、結果的に非金融法人企業に含まれていることになる。地域勘定においても、表章においては便宜的に、地域事業所と観念上の準企業を「連結する」ことによって、粗付加価値に固定資本減耗を含め、レンタル料の間接投入を明示しないとして不都合は生じない。

以上のような資産の所有を前提とすれば、中央政府の総固定資本形成は資産が置かれる地域に記録されるべきであることは自明となる。

2. 中央政府の地域産出サービスの処分

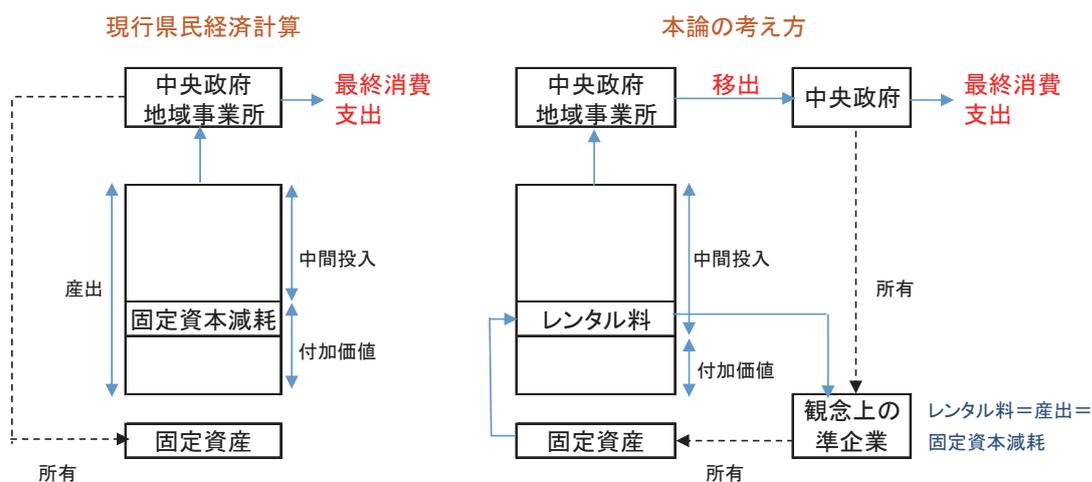
中央政府の支出については、それが実際になされた地域、あるいはその便益がおおよそ地域に割り当てべきだとの議論がある。Brown and Woodward (1969) は、イギリスでは慣例として、政府サービスはそれが生産された地域で消費される、と指摘する。したがって、防衛サービスは地域ごとの防衛隊員数によって配分され、他の中央政府サービスも雇用者数によって割り振られるべきとする。Capron and Thys-Clement (1992) は、最も多くの合意が得られるのは、中央政府支出の受益者居住地に配分するという基準であるとする。Walters (1987) は、「集合消費」基準が望ましいとする。中央政府は産出するサービスのほとんどを自ら消費するので、この消費主体は地域レベルでは「域外」にあるとする。この場合、中央政府の地方事業所で生産されるサービスは域外の主体である中央政府に供給され、中央政府に消費される。本論では基本的に Walters の議論を支持する。

2-1 集成的最終消費

現行の日本の県民経済計算では、中央政府の地方事業所は、その所在地の県の一般政府に含まれ、その産出は県内の政府最終消費支出の一部とみなされる。防衛関係支出は、自衛隊基地がある県の一般政府最終消費支出とされる。中央政府の地方事業所が産出するサービ

スは、防衛サービスを始めとして、国全体の利益のために消費されるという意味において集会的であり、現行の県民経済計算における中央政府サービスの消費の取り扱いは受け入れがたい。これらのサービスは域外の中央政府に移出され、域外で最終消費されるとする必要がある。下図は中央政府の地方事業所の取り扱いを、現行の県民経済計算と本論での考え方との間で比較するものである。

図 中央政府の地方事業所の生産



2-2 中央政府および社会保障基金の個別的最終消費

中央政府の地域事業所が産出するサービスが、たとえば国立大学での教育のように個別的服务である場合には、域外の中央政府に移出され最終消費された後に、現物社会移転として、再び産出された地域に移転されることとする。全国単位の社会保障基金からの医療費など現物社会移転も、域外から居住者家計に直接、移転されるものとする。

SNA では、留学生や長期の療養者として海外に滞在する者は、1年以上にわたり海外に滞在するとしても、出身国の居住者とされる。(para. 26.38) しかし、地域勘定においては、他地域からの学生と長期療養者で1年以上滞在する者は、滞在先の居住者とするのが適当とされている (Eurostat (1995))。これは現物移転される国立学校の教育費や医療費が学生数や療養者数に依存するためと考えられる。これに対し、海外に滞在する自国の居住者に対して、その国から現物サービスが移転されることは、一般的に考えにくい。これらのことが、SNA とは異なって、地域勘定において他地域から長期にわたって滞在する学生や療養者をその地域の居住者として取り扱う理由である。本論はこの立場に立つ。

3. 中央政府及び全国単位社会保障基金との他の取引

3-1 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の地域配分については、従来から生産・販売が行われる地域に

配分するか、最終負担する地域に配分するかという議論が行われてきた。間接税ともいわれるこれらの税の消費者への負担の転嫁は完全ではありえないため、2008SNA では「さまざまな税の帰着(最終的な負担)を決めることは、不可能でないとしても、極めて難しい。(para. 7.75)」としている。したがって、最終負担する地域への配分は困難である。仮に生産物にかかる税の負担が消費者である家計の居住地に配分されることになれば、消費者が支払う購入者価格に含まれる税との二重課税ともなる。したがって、これらの税は域内総生産を構成することから、生産・販売のベースで、すなわち事業所ベースで発生するものとする。国税に当たるものは、域外の中央政府に直接、分配されるものとする。

3-2 所得に課される経常税

現行の県民経済計算では、中央政府が所得に課す経常税は、所得が発生する地域にある中央政府の地方事業所が徴収することになっている。この所得の受取手が発生地域とは別の地域に居住する場合には、税収が居住地域の地方事業所へと移転される。言い換えると、税は勤務地の一般政府が徴収し、居住地の一般政府に移転される。結局、税は制度単位ではない中央政府の地域事業所間を移動することになっている。これは、税のような移転取引に関わるのは制度単位に限られるという SNA のルールに反している。これらの税は、居住者が中央政府に直接支払うとしなければならない。

3-3 全国単位の社会保障基金との移転取引

現行の県民経済計算では、国民年金、厚生年金、組合健康保険など全国単位の社会保障基金との移転取引も国税と同じ取り扱いがなされており、問題がある。すなわち、勤務地域の社会保険事務所で社会負担を支払い、居住地域の社会保険事務所から社会保障給付を受けることになっている。負担し、給付を受けるのは居住者である家計だから、この取り扱いに伴い、中央政府の居住地域および勤務地域の地域事業所の間で負担と給付の移転を発生させることが必要となる。制度単位でない地域事業所が何重にも移転に関わることになり、SNA に反する。

居住者家計と域外の社会保障基金との間で負担と給付の移転があるとすれば、問題がなくなる。社会保障基金には国民健康保険や地方公務員共済のように、域内で居住者家計との取引が完結するものもあり、このような域内取引が全国単位の取引と併存することになる。

3-4 国債利子等の受払

公債利子の支払負担については、負債から利便を得ている地域に割り振るという議論がある。また、利払いは重層的な金融取引を経由するので、誰が負担しているかを明らかにするのは不可能とする議論もある。さらに、利払いは地域配分から外すには重要すぎるので、人口や貯蓄などの便宜的な指標でも地域配分すべきとする主張もある。現在もいくつか

の国で、利払いを人口で地域に配分しているようではある。

国債の利子負担の地域配分は長い間、論争の対象となってきた。たとえば Capron and Thys-Clement (1992) 利払いを人口、面積、個人所得に3分の1ずつの重みづけをした指標で地域配分することを提唱する。この「3つの3分の1」は、地方・地域資金を連帯と公正の基準で配分しようとする法律から着想したものである。彼らはさらに個人所得を課税所得と付加価値額で置き換え、4つの指標を等しく考慮する「4つの4分の1」を提案する。しかし、いずれによるにせよ、国債利子の支払を地域配分することは、中央政府の負債を地域の居住者の負債に転換することになり、合理的でない。貸借対照表との関連を考慮すればなおさらである。

現行の県民経済計算では中央政府の地方事業所が国債保有者に対して国債利子を支払うことになっているが、これは地方事業所が国債という負債を負っていることを意味し、不合理である。県民経済計算では、制度部門ごとに財産所得の受取と支払が推計されており、国債の利子受取も当然含まれている。したがって、この点を変更する必要はなく、域外の中央政府から直接、利払いが行われるとすればよい。

3-5 中央政府の地方事業所の取扱いの変更による県民所得への影響

現行の県民経済計算では、中央政府の地方事業所が財産所得の受払を含め、様々な取引に従事する。このような取引の結果として中央政府の地方事業所が貯蓄を生むようなことがないよう、中央政府から経常移転が行われる。

ある県の居住者に対して中央政府から財産所得の純支払があるとする。現行の県民経済計算では、この支払は県にある中央政府の地方事業所からなされることになるが、居住者である地方事業所と他の居住者間の財産所得は相殺され、純受取は0となる。現行では財産所得が中央政府からその地方事業所への経常移転で置き換えられており、いくつかの所得概念にゆがみが生ずる。しかし県民可処分所得および貯蓄は、この置換により影響を受けない。本論で提案するように財産所得が中央政府から地域居住者に直接支払われるものとするれば、中央政府からの純支払が県民所得、県民可処分所得、貯蓄に等しく加えられ、より簡素で整合的な体系となる。

居住者間の財産所得の取引は定義上、相殺される。現在の日本では、中央政府は財産所得の大幅な純支払のポジションにあるから、都道府県全体では純受取となっている。したがって県民所得の合計は、中央政府を域外に移すことにより、中央政府の財産所得の純支払の額だけ大きくなる。

4. 群馬県における試算

ここでは第2節および第3節で提案した原則に基づいて試算推計した地域経済勘定を群馬県についてみる。表1は県内総生産（支出側）勘定について、試算値と現行方式による公式推計値を比較している。政府最終消費支出の試算値は、中央政府の地方事業所（表1では

「国出先機関」の消費支出と全国単位の社会保障基金の医療費などの除外により、現行推定値より 3,066 億円少なくなっている。また、純移出が同額、多くなっているが、他の支出項目に変化はない。

表 1 県内総生産（支出側） 群馬県

(2016年度, 100万円)

項目	試算値	現行推計値
1. 民間最終消費支出	4,297,577	4,297,577
2. 政府最終消費支出	1,138,459	1,445,054
国出先機関	0	89,705
県	308,884	308,884
市町村	320,416	320,416
社会保障基金	509,159	726,049
(再掲)		
家計現実最終消費	5,331,083	5,331,083
政府現実最終消費	104,952	411,547
3. 総資本形成	1,911,888	1,911,888
(1) 総固定資本形成	1,904,923	1,904,923
民間	1,573,408	1,573,408
公的	331,515	331,515
(2) 在庫変動	6,965	6,965
4. 財貨・サービスの純移出および統計上の不突合	1,180,575	873,980
(1) 財貨・サービスの純移出	1,262,318	955,723
(2) 統計上の不突合	-81,743	-81,743
5. 県内総生産(支出側) (1 + 2 + 3 + 4)	8,528,499	8,528,499
(参考)		
中央政府からの現物社会移転	229,635	
中央政府の総固定資本形成	41,438	

表 2 は群馬県一般政府の所得支出勘定の比較である。その他の経常移転の試算値は現行推計値よりも、受取・支払の両側で大幅に少ない。これは、現行方式では記録される、中央政府の地方事業所の、地方政府および中央政府との経常移転が、試算値では除外されるためである。税金、社会負担及び社会給付の試算値も大幅に少なくなるが、同様の理由による。一般政府貯蓄が、試算値の方が少ないことも注目される。このように試算値が示す一般政府の姿は、現行方式のそれと大きく異なってみえる。

表2 一般政府の所得支出勘定 群馬県

(2016年度, 100万円)

項目	試算値	現行推計値
1. 財産所得(支払)	15,154	96,074
(1) 利子	14,353	95,104
(2) 地代	801	970
2. 現物社会移転以外の社会給付(支払)	192,005	1,090,748
(1) 現金による社会保障給付	1,757	889,205
(2) その他の社会保険非年金給付	39,651	44,948
(3) 社会扶助給付	150,597	156,595
3. その他の経常移転(支払)	667,246	2,555,365
4. 最終消費支出	1,138,459	1,445,054
(1) 個別的消費支出	803,871	1,033,506
(2) 集合的消費支出	334,587	411,547
5. 貯蓄(純)	-283,266	-172,048
支払	1,729,598	5,015,193
6. 生産・輸入品に課される税(受取)	271,132	675,885
(控除) 補助金	34,032	50,286
7. 財産所得(受取)	12,487	78,232
(1) 利子	900	66,605
(2) 法人企業の分配所得	10,095	10,096
(3) 保険契約者に帰属する投資所得	18	18
(4) 賃貸料	1,474	1,513
8. 所得・富等に課される経常税(受取)	306,559	668,914
9. 純社会負担(受取)	173,728	944,130
(1) 雇主の現実社会負担	14,436	405,054
(2) 雇主の帰属社会負担	39,651	44,948
(3) 家計の現実社会負担	119,640	494,127
10. その他の経常移転(受取)	999,725	2,698,319
受取	1,729,598	5,015,193

5. 結語

本論では、地域勘定における一般政府活動の配分について、現行の県民経済計算からの変更をいくつか提案したが、一言でいえば中央政府を域外に移すということである。変更点は政府最終消費の地域配分、税や社会負担・給付などの地域の居住者と中央政府および国レベルの社会保障基金との取引の記録方法等に関するものである。これらは県内総生産や県民所得などの地域に関する集計量を大きく変更するものではない。貯蓄にも影響がない。しかし、これらにより地域勘定の地域内および地域間取引の国民経済計算原則との整合性を高

め、地域の一般政府勘定をより明確にすることが可能となる。最後の点は証拠に基づく地域政策運営の前提条件である。

参考文献

- Adler, H. J. (1970), “Approaches to Regional Economic Accounting in Canada”,
Review of Income and Wealth, Volume 16, Issue 2
- Brown, A. J. and V. H. Woodward (1969), “Regional Social Accounts for the United
Kingdom”, *Review of Income and Wealth*, Volume 15, Issue 4
- Capron, H. and F. Thys-Clement (1992), “Regional Accounts in Action: Concerning
Methodological Problems from a Belgian Perspective”, *Review of Income and
Wealth*, Volume 38, Issue 1
- Eurostat (1995), ‘Regional Accounts Methods: Gross value-added and gross fixed capital
formation by activity’
- Eurostat (1996), ‘Regional Accounts Methods: Household accounts’
- Eurostat (2000), ‘Regional Accounts Methods: Tables of general government’
- Eurostat (2013), ‘Manual on Regional Accounts Method’
- Sourrouille, J. V. (1976), “Regional Accounts: Theoretical and Practical Problems
Encountered in the Recent Experiences in Argentina”, *Review of Income and
Wealth*, Volume 22, Issue 1
- United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary
Fund, Organization for Economic Cooperation and Development, World Bank
(2009), ‘System of National Accounts 2008’
- Walters, R. J. (1987), “A Framework for Regional Accounts: An Australian Perspective”,
Review of Income and Wealth, Volume 33, Issue 4
- 内閣府 (2018), 「県民経済計算標準方式」
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
84	移動選好度による居住移動圏の検出 —住民基本台帳人口移動報告「参考表」(2012-16年)による分析—	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析 II	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02

オケージョナル・ペーパー No.105

2020年4月15日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄